

箱根町新財源確保有識者会議第2回会議報告書

日時：平成27年7月27日（月曜日）14：00～16：20
場所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
出席者：【箱根町新財源確保有識者会議】
西本靖宏座長、伊集守直委員、北村幸弘委員、
嶋矢剛委員、湯浅孝司委員
【箱根町】
川口特定政策推進室長、栢沼企画課長、吉田財務課長、
伊藤特定政策推進室主幹、辻満
【委託業者】
㈱浜銀総合研究所地域戦略部 士野部長、馬目主任研究員

【会議概要】

1 開会

事務局

それでは、箱根町新財源確保有識者会議を開催させて頂く。
6月30日の第1回会議の報告書については、委員の皆さまに確認していただき、現在、町のホームページに公開している。
第2回有識者会議についても同様に開催させて頂きたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。
まず、会議に先立ち、資料の確認をさせて頂く。
資料については、各委員に事前にメール及び郵送している「会議次第」、「委員名簿」、「資料1 箱根町中期財政見通し」、「資料2 財源対策の取り組みとその効果について」、「資料3 歳入歳出の見直し結果」、「資料4 第1回新財源確保有識者会議の補足資料」、「参考資料1 箱根町財政再建プラン」、「参考資料2 箱根町財政健全化プラン」、加えて本日、追加資料として㈱浜銀総合研究所が作成した『「財政推計」に関するコメント』、『「歳入歳出の見直しに係る調査結果」に関するコメント』配布しているが、資料の過不足はないか。
早速であるが、議題に移ることとする。議事の進行は、箱根町新財源確保有識者会議設置要綱第5条により、座長が議長となることから、以降は、西本座長に議事進行をお願いする。

2 座長あいさつ

西本座長

本日は、暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
います。

前回の会議では、事務局から箱根町の概要と財政状況について説明がありましたが、第2回会議では中期財政見通し等について説明がありますので、委員の皆さんには活発な意見を頂ければ幸いです。

3 議題

(1) 中期財政見通しについて

事務局から、資料1「箱根町中期財政見通し」を用いてはじめに中期財政見通しの作成目的と基本的考え方を説明し、その後、平成28年度～平成33年度の歳入歳出総額の見通し、財政調整基金・町債残高の見通し、及び主な歳入歳出の科目別の見通しを説明するとともに、総括として平成28年度以降、毎年度約9億円の財源不足が生じる見込みであることを説明した。

西本座長

この財政推計については、浜銀総研においても内容の確認をしておりますので、その見解の説明をお願いします。

馬目主任研究員

お手元の平成27年7月27日付で箱根町宛に浜銀総合研究所から発出している「財政推計」に関するコメントをご覧いただきたい。

新たな財源対策の取り組みへの支援の一環として財政推計に関する推計方法、推計の計算結果が妥当であるかという観点から点検を行わせて頂いた。

町から説明のあったように、財政推計の目的は、今後の収入及び財政需要を可能な限り把握したうえで財源不足額を明らかにすることである。

財政推計の方法については、歳入は細節単位、歳出は節単位で推計を行っており、比較的精緻な推計であると考えている。

裏面には、点検に用いた資料の一覧をつけているが、上から14番目以降に課別の財政推計用ファイルの記載があるが、これは課別の経常費の歳出予算について、節ごとに推計を行っている。これは、事業費についても同様の推計を行っており、これらを確認した。

通常の財政推計であれば、どちらかと言うと大きな款や項レベルでの推計という形になるが、各課に全ての事務事業ごとに節単位で歳出の見通しを立てていることから、比較的精緻な推計方法であると判断した。

推計結果についても、全ての科目の前提条件とそれに基づく計算結果について点検させていただいたが、明確な誤りは発見できなかったという結果となった。

また、作成までのプロセスとして特定政策推進室から庁内担当課に対し推計内容の確認時とヒアリング実施時に修正依頼を実施しており、各所管部長の決裁を得たうえでの回答で庁内調整が取れているので、比較的厳しい評価作業と庁内調整を経て作成した結果であると判断している。

以上により、本推計については、目的に照らしたうえで推計方法、推計結果について概ね妥当であると思料している。

西本座長

委員の皆さん何かご意見、ご質問等があればお願いします。

嶋矢委員

中期財政見通しと関連する内容であるが、箱根町として保有している資産の処分等は、既に行っているのか確認したい。

第1回会議以降に他の委員の方が依頼して送付のあった「平成25年度の箱根町の財務書類」を見ました。この財務書類は、統計数値から作成したもので積み上げにより精緻に作成したものではないが、数字の流れと傾向は確認することが出来る。

特に、1ページ目の純資産変動計算書で収支が合わないと町財政に影響するという見方ができると思うが、実際に純経常行政コストが86億円で一般財源が74億円なので平成25年度でも12億円程度均衡していないことが分かる。

今回の中期財政見通しにおいても歳入歳出が均衡していないと説明があったが、平成25年度時点の財務書類を見てもそれが分かる。

質問したいのは4ページの貸借対照表の資産の部の売却可能資産に約10億円計上されており、また、投資等にも長期延滞債権にも約5億2,600万円計上がある点である。

もちろん、これだけでは恒久的な財源不足を賄えるわけではなく、単純に処分が難しくコストがかかるようであれば処分方法の検討は必要であるが、まず、このような所を改善する必要があるのではないか。

財務課長

財務書類における売却可能資産や長期延滞債権のうち、売却可能資産 10 億円の内容としては、5 ページの用語解説の②に対象資産の定義を記載しているが、具体的には住宅地内の土地もあるが、普通財産として地域の方がお祭り等で利用しているものもあり、何らかの事情によりすぐに売却可能なものはほとんどない状況である。

また、長期延滞債権については、簡単に言うと滞納している税金等となるが、これは徴収率とも関係している。町税の徴収率は、近年、少しずつではあるが上昇しているので、長期延滞債権は徐々に減少していくのではないかと考えているが、徴収率としては他団体より低い部分もあるので長期延滞債権の額としては大きくなっているのではないかと考えている。

嶋矢委員

本来売却しうる売却可能資産の対象も町民からの希望に配慮しているのであれば、それを売却すれば得られるであろう収入の穴埋めとなる財源が別途必要になる。今後もそれらをリザーブするのであれば、それに見合う財源も確保する必要があるという点は、新財源を町民の方に負担をお願いする際の説明の材料にもなると思う。

特定政策推進室長

長期延滞債権について補足すると、先日、実施した地域説明会においても町民の方から滞納分を徴収できれば、財源不足が解消されるのではないかという意見も多く頂いた。

滞納への対応については、町としても課題として認識しており平成 20 年度に債権回収対策連絡会議を設置し、滞納者は複数の滞納を抱えていることが多いので、税と各種使用料の担当者が連携を取りながら、町としてどう対応するか検討してきたが、なかなか解消には至らないのが現状である。

近年は、現年度分を重視して滞納に行くものを減らす方策を取るとともに、組織的にも収納担当課長を置き対応しているので今後も課題として捉えて対応して行きたいと考えている。

伊集委員

前回の説明であったかと思うが、町の徴収率はどのくらいか。町の規模等によって傾向の違いはあると思うが、おそらく全国的な平均とは大きく差はないと思うが。

財務課長

平成 25 年度の町税の徴収率は、90.7%であり、平成 21 年度が 87.9%、以降、22 年度 88.4%、23 年度 88.5%、24 年度 88.4%

なので徐々にではあるが徴収率は上昇している。

事務局

全国平均の徴収率については、次回の会議にお示しすること
としたい。

北村委員

中期財政見通しの2ページの一覧ですが、平成30年度が評価
替えの年度になるかと思うが、町税の歳入見通しにおいて評価
替えが考慮されているのか。

事務局

ご質問は、30年度の評価替えによる固定資産税の見通しの
考え方で、具体的には6ページの税目別内訳による固定資産税
の見通しが、平成29年度で39億400万円、30年度が39億2,500
万円と微増となっているところが、北村先生のご指摘の内容か
と思う。

町税のうち固定資産税は基幹税目であるため税務課へのヒ
アリングのなかでも細かく確認したが、税務課の担当職員の景
況感としては、下げ止まりが見込まれると考えており、第1
回会議において説明したこれまでの評価の下落が下げ止まる
のが平成30年度と見込んでいる。

下げ止まりに加えて償却資産の増等により1,000万円程度
増となる見込みをしており、この点については、浜銀総研から
も同様の指摘を頂き、税務課の考え方の説明を行い平成32年
の東京オリンピックを見据えた土地の取引等を勘案すること
については民間のシンクタンク等も考慮しているので推計方
法が誤りとは言えない見解は頂いており、評価替えで減収しな
いという要因は、そのような考え方による。

湯浅委員

町民向けに財政推計の説明を行ったという話があったが、出
席者は一般の方又は地域の団体等の役職者など、どのような方
を対象としたのか。また、結果として町民の何人又は何%の方
が来たのか。

特定政策推進室長

町民に対する説明は、4月以降に大きく2回実施している。
1回目として4～6月にかけて地域の自治会や団体などの
総会に出向いて「町の家計簿」という資料により財政状況説明
を行っている。

2回目として7月に町主催で中期財政見通しの概要と財政
逼迫の要因の説明を9箇所11回開催している。この際は、回

覧や町 HP による周知とともに各地域の自治会長に参加の呼びかけを行っているので自治会等の役員や議員なども来ていたが、基本的には関心がある一般の町民の方が来ている。

出席者は合計 142 人で少ない会場では 5～6 人程度で多い会場では 25 人前後の規模であり、対象を絞って参加をお願いしているわけではない。

伊集委員

資料 1 の 10 ページの繰出金が伸びる見通しであるが、国保、介護、後期高齢の社会保障関係で法定繰出し分以上のものを出している額はどの程度あるのか。

事務局

国保、介護、後期高齢への繰出金の中で法定外の繰出金を支出しているのは、国保会計への繰出金のみである。

平成 27 年度予算における法定外の繰出金は、約 1,800 万円である。

国保会計における法定外繰出しについては、平成 22 年度 3,600 万円、平成 23 年度 4,900 万円、平成 24 年度 5,100 万円であったが、平成 25・26 年度は 900 万円となっている。

伊集委員

法定外繰出しの要因としては、医療費の伸びなど歳出によるものなのか、又は保険料の徴収が落ちているなど歳入に関わるものなのか。

特定政策推進室長

要因としては対象者の所得が低いことによる。加入者数自体は 5,100 人程度で大きな変化はなく医療費は伸びているが、要因としては歳入側であると思う。

伊集委員

保険料の設定自体は、大きく変えず、歳入が不足する分を法定外繰出しによる補てんで対応していると考えて良いか。

特定政策推進室長

保険料の見直しについては、被保険者の大きな負担となることから保険料をなるべく上げないような対応をしてきたので、そのような点も法定外繰出しに繋がるのかと思う。

伊集委員

介護保険は、そのような形にならないのか。

特定政策推進室長

介護保険については、3 年毎に介護保険事業計画を見直しにより介護保険料の改定を行っており、平成 26 年度までの第 5

期の4,150円から、平成27年度からの第6期では5,100円となり、要介護者の増や給付費の増により保険料も上昇し被保険者の負担も増加している。

伊集委員

国保も介護も調整交付金が交付されていると思うが、箱根町は交付金が多く交付される対象となっているのか。

また、介護保険の場合、全体の25%が国の公費負担で、所得の低い割合や高齢者の割合が高い場合に調整交付金が交付され国保も同様の制度があると思うが、箱根町ではその部分が多く交付されている傾向はあるのか。

特定政策推進室長

交付されてはいるが、他団体と比較して多く交付されているかはわからないので確認し、後日、回答したい。

嶋矢委員

中期財政見直しには、従来、町が直接行っていたサービスの民間委託や他団体との広域で実施するなど、民間でいう事業の再構築の考え方は入っているのか。

特定政策推進室長

地域説明会で町民から最も指摘を受けたのが、職員給や職員数が多いのではないかとあった。本町では平成7年度の487人から378人に100人以上削減しているが、業務量との比較があるので難しいが、内部的には削減を行ってきている。

現在の378人には消防の約100人を含んでいるので、町民向けにどのように説明するか内部でも議論して説明したが、なかなか町民の方にご理解いただけない現状がある。

民間委託をどのようにしてきたかという点では、人員削減においては業務をなるべく委託や臨時職員で賄ってきた経緯はある。

その様な中で、これまで物件費を何とか抑えてきたが、それも厳しい状況になっている。そのような点では、業務全体を委託しなければならない段階ではないかと考えている。

近在の例では、箱根町の水道は、県営と町営2つがあり、このうち県営水道分は水道事業の包括委託をしているので、町としてもどの業務を委託し経費の削減又は業務の効率化を図るのか、今日の午前中に行財政改革の会議を行い議論していたところであるが、具体的にどれをどうするという所は、現段階で説明できるものはない状況である。

西本座長

それでは、意見や質問等がないようなので、資料1の中期財政見通しについては、委員の皆さんにご理解いただけたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) これまでの財源対策と今後の見通しについて

資料2「財源対策の取り組みとその効果について」と資料3「歳入歳出の見直し結果」をもとに、これまでに策定した2つのプランに基づく取り組みの成果と、現在策定中の行財政改革アクションプランの状況とともに、予算編成の手法をもとに歳入歳出の見直しが可能か調査した結果について説明した。

西本座長

資料3の「歳入歳出の見直し結果」については、浜銀総研においても確認していますので、その見解について説明をお願いします。

馬目主任研究員

お手元の平成27年7月27日付で箱根町宛に浜銀総合研究所から発出している「歳入歳出の見直しに係る調査」に関するコメントをご覧いただきたい。

この調査は、新たな負担を求めてでも必要な事務事業なのか、また、新たな負担を求める前に現行の料金が適切なのかと言う観点から見直しを行い、どの程度、歳出削減と歳入確保が可能であるかを把握することを目的として行われたものである。

この調査は、町の特定政策推進室から各担当課に対し約400科目の経常費について節単位で調査を実施し、事業費は、約200事業について事業を単位として調査し、手数料・使用料については、約250の料金について調査を実施し、特定政策推進室で内容確認を実施し、疑義があるものは確認・修正依頼の過程を通じて行っている。

そのような点では比較的厳しく網羅性のある評価作業を行い得られた結果であると推察しており、目的に照らして概ね妥当な方法で調査は行われていると思料している。

ただし、本調査において優先性・緊急性が高いため見直しの余地なしと評価している事業の中には、平成26年度行政評価の担当部長評価で改善が必要と評価されていた事業が含まれ

ており、一部の評価結果については疑念が残るが、その額は調査対象の4.2%であり調査結果に大きな影響を与えない。

この優先性・緊急性の評価は、どちらかと言うと相対的な評価により評価されたものと考えているが、その中で町から提供された資料の中に今回の調査とは別に実施している行政評価結果とは評価結果が異なっていたため、その旨指摘した。ただし、12事業4.2%の額であるため、どの程度財源不足額を解消できるかと言う視点では、大きな影響を与えないと考えている。

最後に、本調査は、平成28年度予算で大幅な財源不足が発生する見込みに対応するために急遽実施したものであり、中長期的な観点、及び新たな町民負担を求めるという観点から見ると本調査の対象外となっている人件費について中長期的な観点からは現状維持と決定されている職員定数や給与・手当の水準については、別途、検討が望まれる。

また、下水道の使用料については汚水私費の原則、先ほど伊集委員から社会保障関係の繰出金の法定外部分があるかという指摘があったが、下水道も法定外繰入がある状況なので汚水私費の原則からの見直しが望まれる。

一般廃棄物処理手数料についても排出者負担の適正化を踏まえたあり方について、こちらの方も町からごみ処理の手数料を含めた全般的なあり方を検討予定であると説明があったが、特に事業系の一般廃棄物を中心として排出者負担の適正化の観点から定期的に見直しを検討するといった対応が望まれると追記させて頂いた。

このように人件費、下水道使用料、一般廃棄物処理手数料については、財政に与える影響も大きいため、中長期的な観点からではあるが、なお書きをさせて頂いた。

西本座長

委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

嶋矢委員

先ほどの説明と資料を見ると個々に事務事業を維持する前提で精査したのでは削減効果が出にくいのは認識した。具体的には、資料3の3ページの使用料について、町ではこれらの施設を運営して使用料を徴収しており、単価自体を変えるのでは、効果があまりないという話があったかと思うが、使用料の裏には施設の維持費や人件費も発生していると思うが、3～4

ページにある事業を全て町で維持する必要があるのかを伺いたい。

確認ではあるがジオミュージアム観覧料の平成25年度決算額が空欄なのは、この時点ではなかったということで良いか。

特定政策推進室長

町では現在、公共施設のあり方を大きな問題として捉えており、使用料は施設に伴うものが大半である。公共施設自体はかなり老朽化し維持管理に費用がかかる中で、現状を把握するために公共施設白書を作成し、現在、必要性や利用度を踏まえた今後のあり方の基本的考え方を定めた公共施設基本方針まで策定している状況なので、長期的な対応が必要であると考えている。

現状では、使用料で賄える施設はなく一般財源により補っている状況なので、公共施設のあり方に関わる質問として対策の方針は策定したが、実際の公共施設の見直しは、これからという状況である。

なお、ジオミュージアムは平成26年度にオープンしたものであり、大涌谷の火山活動活性化の関係で現在、休園中である。

湯浅委員

質問というよりは説明を聞いた印象であるが、今回の短期的に来年度以降不足する財源については、これだけの見直しした結果を見るとやはり新しい手立ては難しく、新財源として住民の方からの理解も必要となってくるのではないかという印象を感じた。

一方で中期的には、第1回有識者会議でも発言があったが、人口12,000人程度で年間2,000万人の観光客を受け入れている、それに伴い住民の方に色々な負担がある中で、私も含めて箱根町を観光で利用しているが、そのような意味では地域の資源を利用していること。それから施設を利用している部分については、新たに観光客にある程度負担を求めていくことも必要となってくるのではないかと思う。

先ほどの施設利用料については、単純に単価×利用者数で売上が出る訳であるが、単価そのものを上げるだけではなく、1回利用してもらおう際に何かもう1つお金を落としてもらおう仕組みであるとか、利用者数についても、新しい人を呼込むことも重要であるが、利用者の頻度を上げるような少しマーケティングの話になるけれども、そのような視点での取り組みも並行して是非考えて頂きたいと思う。

特定政策推進室長	<p>ご提案はごもつともであるのは、本町では観光施設もいくつか持っているが、ある程度、短いスパンでリニューアルをかけて行かないとリピーターが来ないという点がある。</p> <p>特に本町の観光客はリピーターが多いので、そういった視点での呼び込む工夫がなかなかできていなかったということもあったので、この辺については住民の利用、観光客の利用とそれぞれの施設で特徴があると思うが、利用される方からの視点は大切だとおもうのでご提案としていただければと思う。</p>
湯浅委員	<p>1つ1つの施設で何かを考えていくのは、なかなか難しいと部分があるので、他地域を見ると点の取組みではなくて、少し面に広げた時に、その面で何ができるのか。箱根の場合はブランド力があるので、そのブランドをどう使うかという視点で、1施設で収支を賄うのではない発想も必要ではないかと感じた。</p>
伊集委員	<p>資料3の1ページの1調査目的の歳入予算の部分で「新たな町民負担を行う前に、受益者負担の原則に立ち」とあるが、ここで言う新たな町民負担とは、税負担のことを指していると考えて良いか。</p>
特定政策推進室長	そのとおりである。
伊集委員	<p>資料3の3ページの使用料の見直しの中で子ども子育て支援に係る利用者負担額が、これが上がる内容となっているが、この要因は、どのようなものなのか。</p>
事務局	<p>平成27年度から国の子ども子育て新制度が開始され、保育料の予算計上箇所が児童福祉費負担金から児童福祉費使用料※に変更となったことによるので、平成25年度決算と比較して対象の予算額の合計に大きな変化はない。</p> <p>本調査において、手数料については、平成25年度の予算と決算を並べているが、使用料については、平成27年度から子ども子育て新制度分が新たに加わるので、説明が不足していたが平成27年度予算と平成25年度決算の比較としている。</p> <p>※保育料は、公の施設の使用料に該当し、条例に徴収根拠を定めることにより公債権として扱われることとなったもの。</p>

伊集委員

先ほど湯浅委員の発言にも関連するが、先ほどの資料もそうであるが、人件費や事業費を削減していく、裁量があり削減できるものと義務的な負担で出来ないものを洗い出す形で削減が出来ないか調査して、見直しできるものはして、使用料については改定できるものは改定していくという流れになっているが、全体として町としてどのようなまちづくりを考えているのかというビジョン、どのようなものに照らして事業の見直しをしていくのかの方針がどこにあるのかが良く見えないところがある。

つまり結果として削減できるところは、何とか削減しましょうというふうに見えるが、住民が利用する保健福祉センターや老人福祉センター、体育館の使用料など住民が利用するもので利用者が特定できる使用料を上げていくことは、要するに負担を個別化していくことで利用しにくくなることもあるかもしれないし、そうした時に箱根町として公共施設を町民にどのように利用してもらおうか、福祉施設をどのように利用してもらいたいのかという大きな方向性があまり見えないままに上げられるものは上げましょうという議論をしているように見える。

中身をしっかり理解していないところもあり、ここでの議論の範囲を超えている部分もあるかもしれないが、大きな全体としてのまちづくりの方向性が1本見えてくるのが大切ではないかと思う。

それに関連すると人件費の削減も、支出を下げるという側面と事業費を民間委託した時に、前回の議論でもあったように観光客はかなりいるけれども、そこで発生する所得はかなり域外に流出している状況が見られる時に、どのように町の中に雇用を産み出していくか。

事業を民間委託して事業費を削減することにより町外の事業者へ委託すると、またそこが流出に繋がっていくことにもなりかねない。

また、人件費に関しても人件費を削減することで町の歳出を削減することにはなるが、一方で日本だけでなく諸外国を見ても大きな基幹産業が無い町では、福祉や教育が自治体の大きな役割を担っているのが、当然、町の雇用における公務員の割合は高くなるし、そこが、むしろ町の地域経済の中での消費者の一部としての割合も高くなるので、逆にそのような所では、雇用を守ることが域内経済の消費を活性化することが重要であるという考え方もある。

そのような意味でも、一方で観光客を受入れつつ、そこに対して湯浅委員が言われたようにどのような負担をお願いするのかであったり、町民に対してはどのような教育や福祉などのサービスを提供していくのかと、そこで雇用をつくり人口を増やすという大きな方向性を1つ作っていく必要があるのではないか。

繰り返しになるが、ここで述べられているのは、見直しできるものは洗い出しているけれども、それをなぜ改定していくのかという根拠がいま1つはっきり見えてこないという感想を持った。

特定政策推進室長

本町の置かれている状況において、一番悩ましいのは、2,000万人の観光客、500万人の宿泊観光客を相手にするのか、13,000人の町民を中心に考えるのか、大きな課題だと考えるが、町としては両方とも重視したいという考えであると思う。

町の公共施設は、町民を対象とするものと観光施設の両方があるけれども、基本は町民がいることによって町の産業を支えている、町を構成しているところにも力を入れなければならないので、そのための施設も多くある。

これについての費用を見直すのはなぜかと言うと、簡単に言えば経費を捻出するのが大変苦しくなってきたため、受益者負担の原則をもう一度考えるということで調査を実施している。

いずれにしても消防やごみ処理施設は、観光客を相手にした施設で大きなものがあるので、そういった経費と一般の町民が利用する老人福祉施設の利用料とは、扱いが異なるものがある一部の町営温泉施設としては、町民だけでなく観光客も利用する点では、利用料の差をつけたりしているけれども、今まさに箱根町が迷っている部分は、少子化高齢化の町民に対して今まで行えたサービスが現状のままでは、難しくなってきた。

これを財政的にどう賄っていくか、現在の財源が不足している状況では選択をしなければいけない。ただし町民のいない行政体では、やはり発展性もない状況なので子育てを中心にやってきたが、また、さらに納税世代の方たちが活躍できるような場をとということも実施しなければならないが、現在、その両方に手を出す財源が無いということで、受益者負担の見直しという点で調査を実施したが、最終的には住民向けのサービス、観光客向けの施設維持の両方を賄うためには、負担をお願いしなければ、いけないという結果となった。

ご指摘の点は、不明朗というか迷いが生じている状況が、この資料から見て取れるのかなと思う。回答になっていない部分もあるかと思うが特定政策推進室としては、両方維持できればよいというのが答えであり、もちろん箱根町の存続をかけた状態であると考えている。

北村委員

資料2にこれまでのプランの検証結果が一覧表で総括されているが、2つのプランの進捗状況ということで見てみると、目標が、そのまま何年にもわたって、結果として達成できていない。項目によっては10年続いている。

何かの他の資料にもあったかと思うが、目標設定そのものが高い水準だったのか、それとも結果として目標に達しなかったのか不明です。

また、今後の中期財政見通しについても、考え方の部分でかなり無理な形で、また、これからの10年を見据えた歳入歳出の予定を立てているのか、その辺のところをもう少し説明して欲しい。

特定政策推進室長

まず、再建プラン・健全化プラン共に、大変反省をする所があり、特に再建プランについては、目標を8つ掲げたうちのパーセントで示した部分の算出に当たり税収の減少により分母が変わる部分まで見込めなかった部分があり、人件費比率の30%以下など分子部分を削減しても、分母も減少するなかで比率が下がらない状況があり、目標の立て方が悪かったのではないかと考えている。

人件費を29億円以下とするなど、目標を額で設定すれば分かり易かったが、再建プランの目標のうち達成できなかった部分のうち、特に比率による目標設定部分は、設定が甘かったのではないかと考えている。

それを受けた健全化プランにおいては、目標を6つとし具体的にできる目標として設定している点では、概ね近い線で実現が出来たのではないかと考えている。ただし、手法そのものについての分析等が足りなかった点については、目標に近い数値となった部分もあるが、さらに大きな成果を挙げるには至らなかったという点では、約10年間で実施してきた2つのプランにおいては、目標を達成できた部分もあるが、至らなかった部分もあると認識している。

この点においては、現在策定中の行財政改革アクションプラ

ンの策定委員からも、目標設定があいまいであるとの指摘がある。北村委員の発言と伊集委員の発言は、同じ趣旨の部分があると思うが、どこに目的を置くのか、削減だけで良いのか、中長期ではどうかという点では、住民に行ってきたサービスを維持して行きたいという考え方を持っているという点では、同様の回答になるかと思うが、今の水準を落とさないで住民の方に住民サービスを行って行きたい。

今までのように他市町村よりも、上回ったサービスを実施したいということではなくて、現在のサービス水準を維持するためにはどうしたら良いか。観光産業を発展させていくには、住んでいる住民の力は必要であるという前提に立つと、そのような考えで取り組んでいきたいと考えている。

西本座長

それでは、他に質問等が無いようなので、資料2・3については、ご理解いただいたということで、先に進めて行きたいと思います。

(3) その他

第1回有識者会議において意見のあった、基準財政需要額と歳出決算額の比較と固定資産税の課税内訳について資料4をもとに説明した。

伊集委員

大変、詳細な資料を用意していただきありがとうございます。今後、色々と活用できる材料ではないかと思う。

財源を確保する時に増税の場合は、議会と住民の合意が得られる範囲であれば、どの税目でも良いと言えなくもないが、ただその際には、合理的な説明がしっかりできるのかということが重要となる。

これまでの説明では、住民だけでなく観光があり、そこに対して非常に大きな費用がかかるので、そこをどう賄うか、どのような税目を上げるのが良いかと言うときに、観光事業者または観光客に対する負担を上げると観光客が減ってしまうので、その部分は上げない方が良いという判断もあるかもしれないし、一方でそのような部分に費用がかかっているの、そのような方々に費用負担をしてもらいましょうという考え方から負担をお願いするという根拠づけもできるかと思う。

箱根町の場合は、資料4の11ページの⑤の表を見ると、税額ベースの住居以外の割合は、8割近い割合を占めていて、観

光と言うか生活以外で使用している部分で固定資産税が入ってきているという意味合いが非常に強いという性格が明らかになったと思う。

例えばこのような所で観光に関わる部分で負担を上げるとなると固定資産税を使うというような根拠づけができるのではないかと思う。

一方で、そうした場合に、町でどのような費用がかかっているかを見た時に、やはり観光で費用がかかっているのを、どのように説明するのかということについて、5ページの表の一般財源ベースの決算額は、決算額と入湯税充当額の合計が、その分野にかかっている一般財源の合計額と言うことで良いのか。

事務局

ご指摘のとおりで、一般財源等に入湯税充当額を足したものが、その費目にかかる一般財源の総額となる。

伊集委員

5ページの消防費では、決算額の8億1,700万円に入湯税充当額の1,000万円と加えた約8億3,000万円が一般財源としてかかっており、ここには入湯税がほとんど入っていないが、観光分として負担している割合が高い状況である。

一方下水道費の支出における観光に係る割合が非常に高いが、入湯税充当額が多いので、一般財源の割合が少ないと理解してよろしいか。

事務局

基準財政需要額は、バーチャルの算定になりますが、下水道については実際の一般会計の決算で対象となるのは繰出金なので、繰出金への入湯税充当額が高いために、基準財政需要額よりも実際の決算額が低くなり、プラスとなる。

伊集委員

どのような説明をするかということになるが、一般的に財政力指数の高い団体なので、財源もあるはずだけれども実際には厳しい。それは、色々費用がかかっている、留保財源分もあるし水準超経費に見合う歳入もあるが、それでも厳しい。

そこがどの歳出で取られている、どの歳出に使わないといけないかという説明をする時に、そこが下水道にかかっていると説明ができるかもしれないが、下水道については、その部分は入湯税が歳入としてあるという問われ方をすると思う。

消防費の方は、入湯税が入っていないので、これはそこから

使っていると言えるし、清掃費に関しても一部は入湯税が充当されているが、4億円程度は観光分として負担している。

そのように観光に関する支出をどのように説明するのか、今回は、観光と言うことで消防費、下水道費、清掃費を出して頂いているが、もう1つは1ページの小学校費、中学校費やその他教育費や2ページの厚生費の社会福祉費や保健衛生費をあわせると、こちらの方も基準財政需要額で算定される額よりも教育では5億程度、福祉関係では4億円程度、一般財源が高いという理解でよろしいのか。

そうであると住民分についても、基準財政需要額で算定される額よりも多く支出しているという説明にもなるかと思うが、そこをどのように説明できるのかを教えてください。

事務局

1・2ページの道路橋りょう費や小中学校費の基準財政需要額は、観光の要素が無いので全額住民分となるが、山岳地形であり町道路線が多く、傾斜地なので道路が傷みややすいなどがあり、小学校費では生徒数と比較して学校数が多いなど、バーチャルの世界の基準財政需要額と実際の決算を比較した場合に、一般財源が超過している分は、町民サービスに対し町が超過して負担している部分と考えられる。

ただし、超過している金額に対し、どのサービスや内容が超過しているかを説明するのは、非常に難しいが金額上の整理では、そのような形となる。

伊集委員

そこから新たな財源をどのような形で課税して増やしていくのが合理的かという説明をする時に、町の特性である観光に超過して負担している部分が多いので、そこは観光に関連するものとして負担を考える、場合によっては観光客から使用料として徴収するのか、入湯税は自治体で税率を変えられるのか。

特定政策推進室長

標準税率はあるが、変えることはできる。

伊集委員

観光客に負担を求めるのであれば、入湯税の税率を上げる考え方もあるかもしれないし、一方で観光事業者に対しては、箱根町の場合の固定資産税の性格から言えば、固定資産税を上げることによって観光事業者に対する負担をお願いするという考え方もできる。

あるいは住民税を使って住民に対する負担を上げるといっ

た様々な選択肢がある時に、そのお金をどこで使っているのか。観光で多く使ってしまうので、そこは観光事業者あるいは観光客に負担してもらおうという方法になるのか、あるいは支出の中身を見てみると、かなり町民サービスで費用がかかっている部分もあるので、そうすると町民に対する負担も求めるべきではないかという意見も出てくるのではないかと思うが固定資産税については町民分もあるので、色々な考え方もあるかとは思いますが、そのような意味で何にお金がかかっている、それに対して合理的な負担、課税の仕方を根拠づける時に、この資料をどう整理して説明するかは、非常に重要なポイントとなってくる。

基準財政需要額との比較により説明するのは難しいと思うが、ここをうまく繋げることが出来ると、住民に対する説明も論理的に丁寧に説明できる材料になるのではないかと思うので我々も材料として使っていければと思っている。

特定政策推進室長

地域説明会において、どの税源ということではなくて、何が不足しているなぜ不足しているのかというのは、固定資産税の評価額の減を中心に説明を行ってきた。

伊集委員の指摘のとおり、何にお金がかかっているのか、それが住民の方なのか、観光の為なのか、両方使うためなのか、本当に問題点としては大きいと考えている。

あと負担する側の意識が、観光にかかっているのであれば、観光客から取れば良いのではないか、自分の懐が痛まない形の意見を言われる方もいるが、観光業を生業としている方も多いので、その点を我々から言うのは難しい面があるが、先ほどの受益者負担ではないが、利益を出すために町に事業所を設けているのであれば事業所から負担していただきたいという考え方と事業者ではなく観光客に負担してもらえば良いという考え方もあるので、住民、事業者、観光客、誰が負担するのかが議論になる部分ではないかというのは、ご指摘のとおりである。

今回、質問を頂いて作成してみたものの、なるほどという資料でもありながら、どこに負担を求めるべきかという点で却って難しくなった資料でもあると考えているので、この資料をどのように活用するか考えあぐねているところである。

西本座長

伊集委員の言われたように教育費と社会福祉費がかなりの

差額が出ていますが、6 ページにあるような人口の団体と比較するとそれほど差はないということになるのではないのでしょうか。小規模団体ではそのような所の支出が多くなるのではないかと思います。

特定政策推進室長

ご指摘のとおりだと思うので、パイが小さいと経費は多くかかるので、先ほど道路の話もあったが、観光に関する話をすれば、観光客の車による流入台数を考えれば、道路の痛み具合や観光に関する道路部分もあると考えられる。

老人福祉施設など福祉関係や学校関係の費用については、観光とはどうかと言うと、間接的には3次産業に従事される割合がほとんどなので、それもいがかかなと思う。

高齢の方でも箱根町に働きに来て、そのまま定住される方もいるので、生活は観光でやられていたという点では、観光に繋げることはできるが、負担となると微妙な話となる。少子高齢化や地域格差を整理しないと負担を求める理由としては難しく、何かしらのルールを考えないといけないとも思う。

伊集委員

教育費なども標準以上の支出をしているのではないかというような話になるけれども、一方で2000年代以降、国の方で交付税の削減、とくに小規模団体を中心とした交付税の引下げをするのに補正計数などの見直しの動きもあったので、これだけを見て箱根町が「標準」以上のサービスにお金をかけていると言い切れないところもあって、基準財政需要額に出ている額自体もかなり厳しくなっているので、その部分の解釈も難しいところはあるが、それも含めて検討の材料にさせて頂きたいと思う。

4 閉会

西本座長

次回の会議については、既に日程調整をして8月25日午後2時から午後4時までとなっています。内容は、事務局で実施した町民向けの財政状況説明会と現在実施しているアンケート調査の結果を説明してもらうこととなっています。

本日の説明内容と次回の内容について、追加で事務局に用意してもらう資料があれば、メールにより連絡をお願いします。

また、事務局から第4回の日程調整が来ていまして、9月

11日、16日、18日の3日間で開催したいとのことですが、16日と18日は都合が悪いようですが、全員の確認が本日取れないので、後日、確認のうえ連絡することにいたします。

では本日の議題はこれですべて終了しました。

委員の皆さま方のご協力に感謝いたします。本日はありがとうございました。